

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金の手引き



愛媛県保健福祉部

目次



愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金の概要

1. 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金とは	1
2. 貸与の条件	1
3. 貸与額及び期間	1
4. 貸与人数	1
5. 愛媛県農林水産部修学資金給付事業への乗換え	2
6. 返還の免除	2
7. 貸与の休止	3
8. 貸与の取消し	3
9. 修学資金の返還	3
10. 返還の猶予	3

手続きについて

1. 貸与申請	4
2. 借用証書の提出	4
3. 返還免除の申請	4
4. 返還猶予の申請	5
5. 保証人変更の届出	5
6. 貸費生等の死亡の届出	5
7. 学業成績表の提出	5
8. その他届出事項	6
9. 書類提出・問合せ先	6
10. 各種様式	

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金の概要

1. 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金とは

愛媛県の公衆衛生獣医師を確保するため、将来本県の公衆衛生に関する業務を行う機関（動物愛護センター、食肉衛生検査センター、保健所等）に獣医師として勤務しようとする獣医大学の学生に対し貸与する、修学資金及び入学手続き金です。

2. 貸与の条件

大学の獣医学を履修する課程に在学する学生（大学院を除く）であって、将来愛媛県の公衆衛生（又は畜産関係※）に関する機関の獣医師として勤務する意思のある方。ただし、日本学生支援機構の奨学金以外の修学資金等との併用はできません。

※第4学年次に愛媛県農林水産部修学資金給付事業へ乗り換えた場合。

3. 貸与額及び期間

(1)修学資金

①貸与額【月額】

- ・岡山理科大学:22万円
- ・その他私立大学:20万円
- ・国公立大学:12万円

②貸与期間:貸費生に採用された(貸与が決定した)日の属する月から 大学を卒業する日の属する月までの間(最長6年間)

- 例:① 4月中に貸費生に採用された場合→4月分から貸与開始
② 6月中に貸費生に採用された場合→6月分から貸与開始

(2)入学手続き金(※申請年度に大学に入学した方に限ります。)

入学時に大学に納める入学金、前期授業料及びその他費用(設備整備費、実習費等)
※上限175万円

4. 貸与人数

12名(原則各学年2名以内)



5. 愛媛県農林水産部修学資金給付事業への乗換え

第1～3学年次から修学資金の貸与を受けた場合、第4学年次に本県農林水産部が実施する修学資金給付事業への乗換えが可能です。

※上記事業の採用枠が第4年次に空いている場合に限ります。また、別途上記事業への申請及び審査を受ける必要があり、給付の決定を保証するものではありません。

○愛媛県農林水産部修学資金給付事業

将来、愛媛県の家畜衛生に関する予防又は指導等の業務(家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所)を行う機関に獣医師として勤務しようとする獣医大学の学生に対し修学資金を給付する。
(修学資金【月額】私立:18万円 公立:10万円)

6. 返還の免除

(1)全額免除

貸与を受けた人が、大学を卒業した後2年以内に獣医師免許を取得し、その後遅滞なく県の公衆衛生関係(又は家畜衛生関係)機関の獣医師として勤務した場合で、次のいずれかに該当するときは、返還債務が全額免除されます。

①県の機関に在職した期間のうち、休職、停職、育児休業等その他の事由により県の公衆衛生(又は家畜衛生関係)機関の獣医師として勤務しなかった期間を除いた期間(在職期間)が、修学資金の貸与を受けた期間の二分の三(1.5倍)に相当する期間(入学手続金の貸与を受けた場合は1年間を加算した期間。)に達したとき。(最長10年間)

②公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき。

(2)一部免除

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、返還債務の一部が免除されます。

①大学を卒業した後2年以内に獣医師免許を取得し、その後遅滞なく県の公衆衛生関係(又は家畜衛生関係)機関の獣医師として勤務した場合において、在職期間が修学資金の貸与を受けた期間の二分の三(1.5倍)に相当する期間に達しなかった場合は、返還額に当該在職期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三(1.5倍)に相当する期間で割り算して得た数値をかけ算して得た額に相当する額。

②死亡又は心身の故障のため修学資金等を返還することができなくなった場合は、返還債務の全部又は一部に相当する額。

7. 貸与の休止

大学を休学し、停学の処分を受け、又は留年したときは復学又は進級するまでの間、貸与を休止します。

8. 貸与の取消し

以下に該当する場合は貸与を取り消します。そして、修学資金等の総額に年 10.95%の割合に計算した利息を付した額を、当該事由が発生した日から1年以内に一括して返還しなければなりません。

- ①大学の獣医学を履修する課程に在学しなくなったとき。
- ②心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③学業成績及び素行が著しく不良となつたと認められるとき。
- ④修学資金等の貸与を辞退したとき。
- ⑤死亡したとき。
- ⑥その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

9. 修学資金の返還

以下に該当する場合は、修学資金等の総額に年 10.95%の割合に計算した利息を付した額を、当該事由が発生した日から1年以内に一括して返還しなければなりません。

- ①貸与を取り消されたとき
- ②農林水産部修学資金給付事業へ乗換え後、同事業による給付を辞退したとき
- ③卒業後2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき
- ④獣医師免許取得後遅滞なく県の機関に獣医師として勤務しなかったとき
- ⑤県の職員でなくなったとき
- ⑥死亡したとき

10. 返還の猶予

以下に該当する場合はそれぞれの期間、修学資金返還の猶予が受けられます。

- ①災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。当該事由が継続している期間。
- ②貸与が取り消された後においても、引き続き大学に在学しているとき。当該大学に在学している期間。

手続きについて

1. 貸与申請

以下の書類を募集期限までに提出してください。

期限までに提出された書類の審査及び必要に応じて実施する面接により決定のうえ、採用または不採用について申請者へ通知します。

【提出書類】

- ①公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与申請書(様式第1号)
- ②本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- ③身上調書(様式第2号)
- ④大学からの推薦書(様式第3号)
- ⑤保証人の印鑑証明書
- ⑥大学の前学年分の学業成績表(※申請する年度に入学した方は必要ありません。)
- ⑦大学に入学金等、入学年次の授業料及び入学年次実習費等を納めたことを証する書類
(入学手続金の貸与を申請しない場合は必要ありません。)

【提出期限】

令和7年12月19日(金) ※定員に到達次第受付を終了します。

2. 借用証書の提出

修学資金貸与期間の満了又は貸与を取り消された場合は、直ちに以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①借用証書(様式第4号)
- ②修学資金の貸与の日及び額が確認できる書類
- ③保証人の印鑑証明書

3. 返還免除の申請

修学資金の全部又は一部返還免除を受ける場合は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①公衆衛生獣医師確保修学資金等返還免除申請書(様式第5号)
- ②公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障により免職されたとき、並びに死亡又は心身の故障のため修学資金を返還することができなくなったときは、その状況を証する書類

4. 返還猶予の申請

修学資金返還の猶予を受ける場合は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①公衆衛生獣医師確保修学資金等返還猶予申請書(様式第6号)
- ②猶予を受けようとする理由を証する書類

5. 保証人変更の届出

保証人の死亡や破産手続開始の決定等、保証人として適当でない事由が生じたため保証人を変更する場合は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①保証人変更届出書(様式第9号)
- ②新たに保証人となる者の印鑑証明書

6. 貸費生等の死亡の届出

貸与を受けている方又は受けていた方が死亡したときは、その遺族又は保証人は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①貸費生死届出書(様式第8号)
- ②死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書

7. 学業成績表の提出

既に貸与を受けている方が新年度に貸与を継続して受ける場合は、前学年分の学業成績表を提出してください。

【提出書類】

前学年分の大学の学業成績表

【提出期限】

4月15日



8. その他届出事項

以下のいずれかの事由に該当するときは、以下の書類を提出してください。

【事由】

- ①大学を退学・休学・留年・卒業・復学したとき
- ②停学処分を受けたとき
- ③修学資金の貸与を辞退するとき
- ④愛媛県農林水産部修学資金給付事業に乗り換えるとき
- ⑤大学院に入学したとき
- ⑥愛媛県職員でなくなったとき
- ⑦愛媛県の獣医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき
- ⑧氏名又は住所を変更したとき
- ⑨獣医師の免許を取得したとき
- ⑩獣医師法第8条第1項又は第2項の規定による処分を受けたとき
- ⑪保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき

【提出書類】

- ①届出書(様式第7号)
- ②届出内容を証する書類

【提出期限】

当該事由が発生した日から10日以内

9. 書類提出・問合せ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
乳肉衛生・動物愛護係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL:089-912-2390
FAX:089-912-2389



様式第 1 号（第 3 条関係） 公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与申請書

公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与申請書			
愛媛県知事		様	
申請者		氏名	
		⑩	
公衆衛生獣医師確保修学資金等の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例（令和 7 年愛媛県条例第 13 号）及び愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則（令和 7 年愛媛県規則第 8 号）の規定を遵守し、将来、県の機関において獣医師としての業務に従事します。			
また、規定により、修学資金等の返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返済します。			
ふ り が な 氏 名			
入 学 手 続 金 貸 与 希 望 額	円	生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (満 歳)
在学する大学名等	大学 学科（課程・学類）		学部（学群） 学年
現 住 所 及 び 電 話 番 号	〒 () —		
帰 省 先 住 所 及 び 電 話 番 号	〒 () —		

申請者が貸与を受ける公衆衛生獣医師確保修学資金等について、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

住所
連帯保証人 氏名 ⑩
電話番号
住所
連帯保証人 氏名 ⑩
電話番号

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「入学手続き金貸与希望額」の欄は、この申請をする日の属する年度に大学に入学した者であって、入学手続き金の貸与を希望する場合に記入すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請をする日の属する年度に大学に入学した者にあつては(5)に掲げる書類の添付を要しないものとし、入学手続き金の貸与を申請しない者にあつては(6)に掲げる書類の添付を要しないものとする。
- (1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (2) 身上調書（様式第 2 号）
- (3) 推薦書（様式第 3 号）
- (4) 保証人の印鑑証明書
- (5) 大学の前学年分の学業成績表
- (6) 大学に入学金等（愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則第 2 条第 2 号アに規定する入学金等をいう。）、入学年次の授業料及び入学年次実習費等（同号ウに規定する入学年次実習費等をいう。）を納めたことを証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条、様式第 1 号関係） 身上調書

身 上 調 書				
本 人	氏 名			写真貼付欄 （申請前 6 月以内 に正面から撮影 した無帽の上半 身像で、縦 4 セ ンチメートル横 3 センチメート ルのもの）
	履 歴	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	中学校卒業 義務教育学校卒業 高等学校入学 高等学校卒業 中等教育学校入学 中等教育学校卒業	
連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電 話 番 号	〒 () —		本人との 続 柄
	職 業		年 収	税込み 円
	ふ り が な 氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電 話 番 号	〒 () —		本人との 続 柄
	職 業		年 収	税込み 円

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第 3 号（第 3 条、様式第 1 号関係） 推薦書

推 薦 書			
大 学 名			
ふ り が な 氏 名		入 学 年 月 卒業予定年月 在 学 年	年 月 年 月 第 学年
生 年 月 日	年 月 日生（満 歳）		
上記の者は、愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与者として適当と認められますので推薦をします。 愛媛県知事 様 年 月 日 大学の学長又は学部長 印			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

借 用 証 書			
		年	月 日
愛媛県知事	様		
	住所		
	氏名	⑩	
本 人	貸与決定番号	年度 第	号
	電話番号		
	住所		
連帯保証人	氏名	⑩	
	電話番号		
	住所		
連帯保証人	氏名	⑩	
	電話番号		
金 _____ 円			
愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例（令和 7 年愛媛県条例第 13 号）及び 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則（令和 7 年愛媛県規則第 8 号） に基づき貸与を受けた修学資金等について、上記の金額を確かに借用しました。 保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた公衆衛生獣医師確保修学資金等の 返還の債務（極度額 _____ 円）を負担します。			

注 1 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とすること。

2 保証人が提出する場合にあっては、本人の氏名及び貸付決定番号を記入すること。
ただし、押印は、必要ない。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 修学資金等の貸与の日及び額が確認できる書類

(2) 保証人の印鑑証明書

公衆衛生獣医師確保修学資金等返還免除申請書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所		
申請者		
氏名		
貸与を受けた者との続柄		
貸 与 決 定 番 号	年度 第 号	
修学資金等の貸与額	金 円	
免 除 申 請 額	金 円	
業 務 に 従 事 し た 期	所 属	期 間
		年 月 日～ 年 月 日
	////////////////////////////////////	年 月 日～ 年 月 日
	////////////////////////////////////	年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
休職、停職等の有無 及 び そ の 期 間		
死 亡 又 は 業 務 に 従 事 す る こ と が で き な く な っ た 理 由		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 申請者が自署すること。

3 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

4 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例（令和 7 年愛媛県条例第 13 号）第 6 条第 1 項第 2 号及び第 8 条第 3 号に該当する場合にあっては、その状況を証する書類を添付すること。

公衆衛生獣医師確保修学資金等返還猶予申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所	
申請者	
氏名	
貸与を受けた者との続柄	
貸 与 決 定 番 号	年 度 第 号
修 学 資 金 等 の 貸 与 額	金 円
猶予を受けようとする額	金 円
在 学 す る 大 学 の 名 称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 申請者が自署すること。
3 猶予を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

様式第 7 号（第 8 条関係） 届出書

届 出 書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所 届出者 氏名	
貸 与 決 定 番 号	年 度 第 号
届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	年 月 日
届 出 内 容	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 届出内容を証する書類を添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係） 貸費生死亡届出書

貸 費 生 死 亡 届 出 書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所 届出者 氏名 死亡者との続柄（ ）		
貸与決定番号	年度 第 号	
死 亡 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
死 亡 年 月 日	年 月 日	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添付すること。

様式第 9 号（第10条関係） 保証人変更届出書

保 証 人 変 更 届 出 書				
年 月 日				
愛媛県知事 様				
住所 届出者 氏名				
貸与決定番号		年度 第 号		
新連帯保証人	ふりがな氏名	⑩	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () ー		本人との続柄
	職業		年 収	税込み 円
	届出者の貸与決定番号 年度 第 号に係る公衆衛生獣医師確保修学資金等については、本人と連帯して返還の債務を負担します。			
旧連帯保証人	ふりがな氏名		生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () ー		本人との続柄
変更の理由				
変更年月日		年 月 日		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 届出者が自署すること。
3 新たに保証人となる者の印鑑証明書を添付すること。